

附則（平成22年4月1日前に締結した保険契約に関する附則）

（年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

第1条 保険法（平成20年法律第56号）の施行に伴い、その施行日前に締結されている保険契約においては、その施行日以後、年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所について、本則の規定にかかわらず、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 年金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- (2) 支払事由の生じた年金または死亡給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、年金または死亡給付金を請求してください。
- (3) 年金または死亡給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日（会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。
- (4) 年金または死亡給付金を支払うために確認が必要なつぎの(ア)から(ウ)までに掲げる場合で、保険契約の締結時から年金または死亡給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合、前号の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (ア) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 - (イ) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
 - (ウ) 死亡給付金不法取得目的による無効、詐欺による無効または重大事由による解除に該当する可能性がある場合
前(イ)に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡給付金の請求時までにおける事実
- (5) 前号の確認をするため、つぎの(ア)から(エ)までに掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合は、前2号の規定にかかわらず、年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算してつぎの(ア)から(エ)までに定める日数（(ア)から(エ)までのうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (ア) 前号(ア)から(ウ)までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (イ) 前号(ア)から(ウ)までに定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (ウ) 前号(ア)から(ウ)までに定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前号(ア)から(ウ)までに定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (エ) 前号(ア)から(ウ)までに定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 前2号の規定を適用したときは、会社は、その旨を年金または死亡給付金を請求した者に通知します。

(7) 第4号および第5号に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡給付金を支払いません。

（重大事由による解除）

第2条 保険法（平成20年法律第56号）の施行に伴い、その施行日前に締結されている保険契約においては、その施行日以後、重大事由による解除について、本則の規定にかかわらず、つぎの各号のとおりとします。

(1) 会社は、つぎの(ア)から(ウ)までのいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って保険契約を解除することができます。

(ア) 保険契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡給付金を含み、保険種類および死亡給付金の名称の如何を問いません。以下本号(ア)において同じ。）を詐取する目的または他人に死亡給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(イ) この保険契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(ウ) 会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前(ア)および(イ)に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

(2) 会社は、死亡給付金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前号(ア)から(ウ)までに定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡給付金を支払いません。また、すでに死亡給付金を支払っていたときは、死亡給付金の返還を請求します。

(3) 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

(4) 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

（死亡給付金受取人による保険契約の存続）

第3条 保険法（平成20年法律第56号）の施行に伴い、その施行日前に締結されている保険契約においては、その施行日以後、差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約（基本保険金額の減額を含みます。以下本条において同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力を生じます。

2. 前項の解約の通知があった場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす死亡給付金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力を生じるまでの間に、前項の解約の通知が会社に到着した日の解約返還金と同額の金額（以下「債権者等への支払金額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ、会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

3. 前項の通知をするときは、死亡給付金受取人は、請求に必要な書類（表1）を提出してください。

4. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じた場合で、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、債権者等への支払金額を債権者等に

支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等への支払金額を差し引いた残額があるときは、その金額を死亡給付金受取人に支払います。

5. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日が年金支払開始日以後となる場合には、本条の規定は適用しません。

(年金支払開始日における年金原資額の一時支払)

第4条 年金支払開始日における年金原資額の一時的支払については、本則の規定にかかわらず、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 年金受取人は、年金支払開始日に被保険者が生存している場合に限り、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、年金および死亡給付金の支払の規定に定める年金の全部の支払にかえて、年金原資額の一時的支払を請求することができます。
- (2) 前号の場合、会社は、年金原資額を年金受取人に一時に支払い、保険契約はその支払を行なったときに消滅します。
- (3) 年金原資額の一時的支払の支払時期および支払場所については、この附則第1条（年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。
- (4) 繰上げ年金開始に関する特則の規定により繰上げ年金開始が行なわれたときは、本条の規定による年金原資額の一時的支払は取り扱いません。

表1 請求書類

項 目	必 要 書 類
死亡給付金受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	